

議案第 7 4 号

市川市道及び松戸市道が重複する部分の道路の管理の方法に関する協議について

市川市道及び松戸市道が重複する部分の道路の管理の方法について、下記のとおり協議するに当たり、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 6 条第 2 項ただし書の規定により、市議会の議決を求める。

令和 5 年 2 月 1 5 日提出

市川市長 田 中 甲

記

1 協議する道路（以下「道路」という。）及び管理者は、次の表のとおりとする。

整理 番号	路線名	起 点	管理市
		終 点	
1	(市川市道) 1 地区 152 号	松戸市栗山字丸山下 348 番 2 地先	松戸市
	(松戸市道) 主要幹線 2 級市道 94 号	市川市国府台四丁目 3568 番 3 地先	
2	(市川市道) 1 地区 001 号	松戸市下矢切字入山津 108 番 49 地先	松戸市
	(松戸市道) 8 地区 143 号	市川市北国分一丁目 2446 番 3 地先	

3	(市川市道) 1 地区 001 号	松戸市三矢小台一丁目 9 番 4 地先	市川市
	(松戸市道) 8 地区 143 号	市川市北国分四丁目 2756 番 1 地先	
4	(市川市道) 1 地区 013 号	松戸市大橋字出山 393 番 4 地先	市川市
	(松戸市道) 8 地区 121 号	市川市堀之内三丁目 133 番 1 地先	
5	(市川市道) 1 地区 014 号	松戸市大橋字向山 354 番 2 地先	市川市
	(松戸市道) 8 地区 119 号	市川市堀之内四丁目 3311 番 1 地先	
6	(市川市道) 1 地区 147 号	松戸市栗山字谷津 329 番 2 地先	松戸市
	(松戸市道) 8 地区 363 号	市川市国府台四丁目 180 番 2 地先	
7	(市川市道) 3 地区 031 号	松戸市高塚新田字突棚 51 番 4 地先	松戸市
	(松戸市道) 7 地区 381 号	市川市大野町三丁目 1502 番 4 地先	
8	(市川市道) 主要幹線 2 級市道 0239 号	松戸市紙敷一丁目 34 番 4 地先	市川市
	(松戸市道) 4 地区 580 号	市川市大町 564 番地先	

2 道路の管理は、管理市が行う。

3 道路の管理に要する経費は、管理市の負担とする。

4 道路の管理に伴う収入は、管理市の収入とする。

## 理 由

市川市道及び松戸市道が重複する部分の道路の管理の方法について、松戸市と協議するため、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。



